

★ News 令和4年分 所得税の確定申告期です!

令和4年分の所得税の確定申告期です。所得税の確定申告は、1月1日～12月31日迄の1年間に生じた全ての所得の金額と所得税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

	申告・納期限	振替納税の場合・振替日
所得税等	令和5年3月15日(水)	令和5年4月24日(月)
個人事業者の消費税	令和5年3月31日(金)	令和5年4月27日(木)
贈与税	令和5年3月15日(水)	

■ 所得の種類・10種類

事業所得	営業所得(個人事業、自由職業、漁業など自営業)・農業所得
不動産所得	不動産(土地や建物)などの貸付から生ずる所得 ※事業税の対象になる場合がある。
利子所得	預貯金等の利子・国外で支払われる預金の利子など
配当所得	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当・投資信託の収益の分配など
給与所得	給与・賃金・賞与など(役員給与・専従者給与も含まれる)
雑所得	公的年金等 — 国民年金、厚生年金、恩給、確定拠出企業年金など 業務 — 原稿料・講演料・出演料などの報酬、家庭教師など副業による副収入 その他 — 貸付金利子、生命保険の年金、為替差益、暗号資産取引による利益など
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金などの資産の譲渡による所得(不動産の譲渡等は申告分離課税)
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金、競馬等の払戻金など
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得(申告分離課税)
退職所得	「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、源泉徴収されている場合は申告不要

※ 令和4年分以後の所得税から適用される帳簿書類の保存義務等

前々年分の「業務に係る雑所得」の収入金額が300万円を超える場合、現金預金取引等関係書類(作成・受領した請求書、領収書その他の書類)を5年間保存する義務があります。
(1000万円を超える場合は、上記に加え、その年分の確定申告書に収支内訳書の添付が必要)

■ 所得税の誤りやすい事例

- ・遺族年金は、雑所得ではなく、非課税
- ・暗号資産の取引による利益は「その他の雑所得」として申告が必要(事業所得とされる場合も)
- ・青色専従者給与の額は「青色専従者給与に関する届出書」の額が限度。変更は届出が必要
- ・還付される税金に付加される還付加算金は、雑所得として申告する。
- ・医療費控除は、自己または自己と生計を一にする配偶者や親族に係る医療費に限られる。
- ・ふるさと納税の「ワンストップ特例」制度を申請した人が確定申告する場合は、ワンストップ特例の適用を受けることはできず、ふるさと納税の寄附金も併せて申告する。

■ 給与所得者で、確定申告が必要な人の例

- ① 給与の年間収入金額が、2000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受け、各種所得(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受け、年末調整を受けなかった給与収入の額と、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

★ 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります!

★ 詳しくは田中会計にお尋ね下さい。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063